

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年9月14日

京都府立与謝の海病院
院長 関本 達之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

京都府立与謝の海病院医療機器保守管理業務
医用画像・情報管理システム

(2) 委託業務の内容等

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

(4) 履行場所

京都府立与謝の海病院

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立与謝の海病院事務部会計課

電話番号0772-46-3371

(2) 入札説明書の交付期間

平成24年9月14日（金）から平成24年9月25日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。交付時間は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 確認申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

(2) この入札に係る医療機器について、薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく修理に必要な要件を満たしているものであること。

- (3) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 故障等の緊急時に即時対応が可能であること。
- (5) この契約と同等程度の契約実績を有すること。

5 入札参加資格者の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加者資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成24年9月14日（金）から平成24年9月25日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 提出場所

2の（1）と同じ。

(3) 提出方法

持参による。

(4) 添付資料

確認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府立与謝の海病院医療機器保守管理業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載されている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、アからカに掲げる資料の添付を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し。

オ 営業経歴書

カ 営業実績調書（第2号様式）

・主要取引実績は、当該保守業務又は同等の保守業務の業務委託実績（過去2営業年度を記入のこと（なお、出来る限り公立病院を記入すること）。また、相手方・機種名・契約期間を明記すること。

キ 薬事法に基づく医療機器修理業の許可証の写し。

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書

ケ 緊急時の即時対応等が出来ることを確認できる体制表・連絡票等

(5) 資料等の提出

確認資料を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、資料等の記載事項を

証明する書類の提出を求めることがある。

(6) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立与謝の海病院医療機器保守管理業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、確認申請書を提出した者に通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成25年5月31日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者（3及び4の(1)に該当する者及び承継の際に京都府の指名競争入札について指名停止されている者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を院長に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) (1)により参加資格を取り消したときには、その者に文書で通知する。

1.1 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

次により、1の(1)の委託業務の入札及び開札を行う。

ア 日時 平成24年9月27日(木)午後1時30分

イ 場所 京都府与謝郡与謝野町字男山481

京都府立与謝の海病院 地域医療センター(本館3階北側)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)の金額として、仕様書に記載された一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

1.2 入札保証金

免除する。

1.3 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、又は支払い保証をした小切手又は銀行等の保証

をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

14 その他

- (1) この入札の実施については、1から13までに定めるものほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

平成24年9月14日
京都府立与謝の海病院

医療機器保守管理業務に係る入札公告（平成24年9月14日付け公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成24年9月14日

2 契約担当者 京都府立与謝の海病院 院長 関本 達之

3 担当部局 〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地
京都府立与謝の海病院事務部会計課
電話番号 0772-46-3371（内線6321）

4 入札に関する事項

（1）業務の名称及び種類・数量

京都府立与謝の海病院医療機器保守管理業務
医用画像・情報管理システム

（2）業務委託期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

（3）業務実施場所 京都府立与謝の海病院

5 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者は入札に参加できない。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

（1）次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 確認申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

（2）この入札に係る医療機器について、薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の修理に必要な要件を満たしている者であること。

（3）7の（1）で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）

の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (4) 機器の故障等の緊急時に即時対応が可能であることを証明した者であること。
- (5) 当該保守業務又はこれと同等の業務に相当する契約実績があることを証明した者であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加をしようとする者は、「一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」（別紙様式1）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。（郵送不可）

ただし、京都府立与謝の海病院医療機器保守管理業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載されている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、アからカに掲げる資料の添付を省略することができる。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間 平成24年9月14日（金）から平成24年9月25日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。提出時間は、午前9時から午後4時まで。（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所 3に同じ。

(3) 確認資料

ア 法人にあっては商業登記事項証明書又は法人登記事項証明書及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者でないことの証明書

・登記事項証明書等は原本を提出すること。

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

・府庁税務課又は各広域振興局税務課へ府税納税証明書願により申請のこと。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

・管轄税務署へ申請のこと。

エ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し

オ 営業経歴調書

カ 営業実績調書（第2号様式）

・主要取引実績欄は、当該保守業務又は同等の保守業務の業務委託実績（過去2営業年度）を記入のこと（なお、出来る限り公立病院を記入すること）。また、相手方・機種名・契約期間を明記すること。

キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第3号様式）及び受任者の身分証明書

・資格を証する書類は写しに申請者による原本証明をすること。なお原本を申請時に提示をする場合は、原本証明は不要とする。

- ク 薬事法に基づく医療機器修理業の許可書の写し
- ケ 緊急時の即時対応等ができることを確認できる体制表・連絡表等
 - ・概ね1時間以内で初期対応がされること
- コ 「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の返信用封筒（横12cm×縦23.5cm程度のものに280円切手を貼付し、住所・氏名を記入すること。）
 - ・直接受け取りの場合は不要

(4) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を別途通知する。

(5) 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出した書類は返却しない。

8 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

- ア 日 時 平成24年9月27日（木）午後1時30分
- イ 場 所 京都府立与謝の海病院 地域医療センター（本館3階北側）

(2) 入札方法

- ア 入札書は持参によるものとし、郵送及び電送による入札は認めない。
- イ 代理者が入札する場合は、委任状（別紙）を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなくてはならない。
- ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「4の（1）の機器名」を記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

- エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

- オ 入札回数は2回までとする。

- カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又は代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書（以下「仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して文書（別紙様式3）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由とし

て異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出日 平成24年9月25日(火)(質疑がない場合には、提出不要)

(日曜日、土曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後3時まで(正午から午後1時までを除く)

(イ) 提出方法 持参提出

(ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

(ア) 交付日 平成24年9月26日(水)

(イ) 交付場所 3に同じ

ウ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として入札条件になる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者も、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

(7) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、輸送費等仕様書に記載された一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、8の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入

札書で入札した者の入札

- カ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

（11）落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わないとくじを引かない者があるときは、これに替わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者には落札決定通知書を交付し、同書に記載する期限までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

エ 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払い保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は3号に該当する場合は、免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

12 その他

- （1）上記に定めるもののほか、規則に定めるところによる。
- （2）落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- （3）医療機器の更新等により保守の内容を変更する場合がある。